【日本小児科医会における講演、論文発表に際して必要な利益相反に関する開示についての手引き】

## 1. 講演会などにおける利益相反に関する開示

会員、非会員の別を問わず、当医会が主催する、学術集会および研修会 (総会フォーラム、生涯研修セミナーなど)、市民公開講座などで医学研 究に関する発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族 も含めて、演題発表に際して、当医会の定める利益相反に関する開示すべ き事項(別紙)に該当する場合には、抄録提出時に様式1により自己申告 しなければならない。なお、対象となる期間は提出時から遡って過去1年 間とする。

筆頭発表者は該当する利益相反状態について、口頭発表に際しては発表スライドの最初(または演題・発表者などを紹介するスライドの次)に様式AまたはBにより、また、ポスター発表に際しては、発表内容の最上段(演題名、発表者名の下段)に所定の様式Cにより開示するものとする。

## 2. 会報など投稿論文における利益相反に関する開示

当医会の会報で発表(総説、原著論文など)を行う共著者全員は、会員、非会員を問わず、発表内容が当医会の定める利益相反に関する開示すべき事項 (別紙)に則り、様式2により利益相反状態について自己申告しなければならない。なお、対象となる期間は投稿時から遡って過去1年間とする。

また、該当する場合には「日本小児科医会の定める利益相反に関する事項に 則り開示します。(企業名)から○○○円。」と論文の末尾に記入する。

該当しない場合には「利益相反に関する開示事項はありません。」と論文の 末尾に記入する。

## 利益相反自己申告書の取り扱い

発表のための抄録提出時あるいは雑誌への論文投稿時に提出される利益相反 自己申告書は、重要な個人情報が書き込まれており、当医会事務局で2年間厳 重に保管し、2年間の経過した場合には速やかに削除・廃棄する。

## 【日本小児科医会の定める利益相反に関する開示すべき事項】

発表内容に直接関係する企業について、利益相反状態を開示すべき事項と基準は下記の通りとする。

- 1. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体の役員、顧問職に就任しており、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合。
- 2. 医学研究に関連する企業の株を保有しており、1 つの企業についての 1 年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- 3. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体からの1つの特許使用料が、年間100万円以上の場合。
- 4. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)が、一つの企業・団体から年間で合計 50 万円以上の場合。
- 5. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が、1 つの企業・組織や団体から年間で合計 50 万円以上の場合。
- 6. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体が提供する研究費(受託研究費、共同研究費など)が、1つの企業・組織や団体から総額で年間 200 万円以上の場合。
- 7. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体が提供する 奨学(奨励)寄付金について、1つの企業・組織や団体から、申告者個 人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者 に支払われた総額が年間200万円以上の場合。
- 8. 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に、申告者らが所属している場合。
- 9. その他、医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体からの上記以外の旅費(学会参加など)や贈答品などの受領額が、1つの企業・組織や団体から総額で年間5万円以上の場合。

但し、6、7 については、筆頭発表者または著者個人か、筆頭発表者あるいは 著者が所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ、研究成果の発表に関 連し、開示すべき利益相反関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付 金などの提供があった場合に申告する必要がある